東自貨第428号の2 東自監第309号の2 東自整第149号の2 東自保第97号の2 令和7年3月17日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等 の基準」の一部改正について

標記について、令和7年2月28日付け国自貨第679号、国自安第170号、国自整第236号により物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長及び自動車整備課長から別添のとおり通達があったので、案により東北運輸局における「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」を一部改正したので了知されるとともに、貴支局の公示場所に掲示するほか、関係事業者に対し周知されたい。

# 公 示

公示第120号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」(平成25年9月27日付け公示第44号)を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和7年3月17日

東北運輸局長 川﨑



# 公 示

制定 平成 2 5年 9月 2 7日 公示第 4 4号 改正 平成 2 6年 3月 1 8日 公示第 1 2 9号 改正 平成 2 6年 1 2月 2 6日 公示第 4 9号 改正 平成 3 0年 5月 2 9日 公示第 1 2号 改正 令和 元年 1 1月 1日 公示第 6 0号 改正 令和 2年 1 1月 2 7日 公示第 6 4号 改正 令和 3年 5月 3 1日 公示第 6 4号 改正 令和 5年 9月 2 9日 公示第 9 1号 改正 令和 6年 9月 2 7日 公示第 6 1号 改正 令和 7年 3月 1 7日 公示第 1 2 0号 改正 令和 7年 3月 1 7日 公示第 1 2 0号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」 を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年9月27日

東北運輸局長 長谷川 伸一

記

- 1 (1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
  - ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為(以下「過積載違反」という。)の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
  - ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営

業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

- (2) 次に掲げる違反について、(1) の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
  - ① 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。)第8条第2項、第14条第3項若しくは第7項、第22条、第26条第4項若しくは第27条又は道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)第84条第1項の規定による命令違反
  - ② 法第28条第1項又は第2項の違反
  - ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (3)次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等 の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
  - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(以下「処分基準」という。)1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。)により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所(以下この号において「従前営業所」という。)が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- 2 処分基準1 (2) の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反 行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同 一の違反とする。
- 3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分(以下「日車 数等」という。)は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。
- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあっては警告、それ以外の事項にあっては再違反の2 倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第15条第1項から第4項まで、第16 条第1項又は第20条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)

に伴い引き起こした事故(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故をいう。以下同じ。)の内容が次のいずれかに該当する場合には、処分基準5(8)から(12)までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。

- ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当 の理由が認められる場合の当該違反行為
- ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
- ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
- 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、処分基準1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に稟伺した場合は、この限りではない。
- 7 次に掲げる場合には、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。
  - ① 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。)について、乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合
  - ② ①に掲げる場合のほか、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合
- 8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。
- 9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一 の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計と する。
- 10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から9までの規定を準用する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 処分基準附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、「貨物自動

車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成21年9月29日付、国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)の例による。

附 則(平成26年3月18日 公示第129号) この基準は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則(平成26年12月26日 公示第49号)

- 1 この基準は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。
- 附 則(平成29年1月25日 公示第89号) この基準は、平成29年1月25日から施行する。

#### 附 則(平成30年5月29日 公示第12号)

- 1 この基準は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

### 附 則(令和元年11月1日 公示第60号)

- 1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

# 附 則(令和2年11月27日 公示第64号)

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

### 附 則(令和3年5月31日 公示第23号)

- 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により 行政処分等を行うものとする。

### 附 則(令和5年9月29日 公示第91号)

- 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により 行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、 改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

## 附 則(令和6年9月27日 公示第61号)

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により 行政処分等を行うものとする。

### 附 則(令和7年3月17日 公示第120号)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により 行政処分等を行うものとする。
- 3 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項中の貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第2項の規定は、令和7年3月31日以前に貨物自動車運送事業法第3 6条第1項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者については、令和10 年4月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。
- 4 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項中の貨物自動車運送事業法第36条の2第1項~第3項の規定は、令和7年3月31日以前に貨物自動車運送事業法第36条第1項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者については、令和9年4月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

# 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」

別表

	違		反 行	為	基準	日車等		
適用	<u>条</u>	項	事	項	初違反	再 違 反	備	考
法第8条第1項			事業計画に定めるところに従う第	義務違反	法第9条第1項、第 等を適用	第3項の基準日車		
第2項			事業計画に従うべき命令違反		60日車	局長通達6(1)⑤ アによる		
法第9条第1項 貨物自動車運送 「施行規則」とい 号			事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	する区域外に限る。)の違反	20日車 10日車	40日車 20日車		
	第3号、	第4号	各営業所に配置する事業用自動 各営業所に配置する事業用自動		10日車 10日車	20日車 20日車		
	第5号		自動車車庫の位置及び収容能力 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	]違反	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車		
	第6号		乗務員等の休憩・睡眠施設の位 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	置及び収容能力違反	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車		
	第7号		特別積合せ貨物運送を行うか否	かの違反	10日車	20日車		
	第8号		貨物自動車利用運送を行うか否	かの違反	10日車	20日車		
第	52項第1 <del>5</del>	号	特別積合せ貨物運送に係る営業 長が指定する区域外に限る。)の		20日車	40日車		
	第2号		特別積合せ事業者の営業所、荷 ① 取扱能力不足 ② その他	扱所の積卸施設違反	10日車 警告	20日車 10日車		
	第4号		運行系統の違反		10日車	20日車		
	第5号		運行系統ごとの運行日並びに最	大及び最小の運行回数	10日車	20日車		
第	3項第1-	号	貨物自動車利用運送に係る営業	所の位置違反	10日車	20日車		
法第9条第3項前 施行規則第6条	•	号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動	車の種別ごとの数違反	警告	10日車		
	第3号		各営業所に配置する運行車の数	建反	警告	10日車		
法第9条第3項很 施行規則第7条		号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の	変更違反	警告	10日車		
	第2号、	第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置 運輸局長が指定する区域内にお		10日車	20日車		
	第4号		業務の範囲、保管施設の概要、	利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車		
法第10条第1項	I		運送約款認可違反		20日車	40日車		
法第11条			運賃及び料金(個人を対象とする 無掲示	らものに限る。)、運送約款等の	警告	10日車		
法第12条第1項 施行規則第1		53項	運送契約締結時の書面交付義系 1 書面の交付 ① 交付なし5件以下 ② 交付なし6件以上15件以 ③ 交付なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 交付書面の写しの保存 ① 一部保存なし		警告 10日車 20日車 警告 警告	10日車 20日車 40日車 10日車		
			② 全て保存なし		20日車	40日車		

<u> </u>		 為	基進	日車等	
	事		初違反	再違反	備考
	 安全管理規程の設定·届出違原	* *	13.2.2	17 2 1/2	
	1 未設定		20日車	40日車	
	2 届出に係るもの		警告	10日車	
法第14条第2項					
貨物自動車運送事業輸送安全 則(以下「安全規則」という。) 第	≧規 安全管理規程の基準適合違反	(規程が基準不適合)	10日車	20日車	
則(以下)女主規則」という。/身条の5	52				
法第14条第3項	安全管理規程の変更命令違反		60日車	局長通達6(1)⑤<	(による
长第14条第4項	安全統括管理者の選任違反		20日車	40日車	
5第14条第5項 安全規則第2条の7	  安全統括管理者の選任(解任)	の未届出 虚偽届出			
メエルスコメルニネジバ	1 選任(解任)の未届出に		警告	10日車	
	2 虚偽の届出に係るもの		40日車	80日車	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	安全統括管理者の意見に対す	る尊重義務違反	10日車	20日車	
4200 - 12000 - 24	文工物的自己工工 <b>的</b> 。	UT TAMEN			
· 法第14条第7項	安全統括管理者の解任命令違	反	60日車	局長通達6(1)⑤穴	けによる
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	  過労運転の防止措置義務違反				
安全規則第3条第1項、第2項			警告	10日車	
	2 必要な員数の特定自動運	行保安員の確保違反	警告	10日車	
第3項	   1 休憩・睡眠施設の整備違反	<del>-</del>	30日車	60日車	
カ0点	2 休憩・睡眠施設の管理、保		警告	10日車	
第4項		事業用自動車の運転者の勤務時			
	間及び業務時間に除る基準   365号。以下「勤務時間等基準	[」(平成13年国土交通省告示第1 長準告示」という。)違反			
	① 設定不適切	21 232 207,227	警 <del>告</del>	10日車	
	② 未設定		10日車	20日車	
	2 勤務時間等基準告示の遵		数件	400=	
	① 各事項の未遵守計5件 ② 各事項の未遵守計6件		警告 2日車×未遵守件数	10日車 4日車×未遵守件数	
	6 日子央の木建竹町で川	× (/12/	2日中小水边引11.数	114 11 11 2	
	(注1)	**	L		+:# - + #-
		労働の限度に関する違反が確認。 Cで次のとおり基準日車を算出し、			基準日申等を
	① 各事項の未遵守計1件		10日車	20日車	
	② 各事項の未遵守計2件		20日車	40日車	
	(注2)	7 1 - 4 84 /			
	局長通達5(1)①に該当する	5ものを除く。 書きの遵守違反(一運行の勤務時	10日亩	20日車	
	間)	自己の母引姓及( 连刊の動物時		2007	
第5項	酒酔い・酒気帯び運行の業務		100日車	200日車	
第6項	   1 疾病、疲労等のおそれのは	ある運行の業務(注1)			
7.5	① 未受診者1名		警告	10日車	
	② 未受診者2名		20日車	40日車	
	③ 未受診者3名以上	ませばみせしょすの(注の)(注の)		30日車×未受診者数	
	2 木気診省による健康起因	事故が発生したもの(注2)(注3)	40日車 80日車	80日車 160日車	
	4 薬物等使用運行の業務		100日車	200日車	
	(注1)				
		務とは、過去1年以内に法定の健	康診断を受診させて	こいない状態で	
	運行の業務に従事させることを (注2)	いつ。			
		<b>当が脳疾患、心臓疾患及び意識喪</b>	失を発症し、負傷者	音(当該運転者を除く	(。) <b>が</b>
	生じた重大事故等をいう。				
	(注3)	ᅍᄮᄆᅶᇰᄱᆂᅩᅮᇄᆂᇅᅷᅩᇹ	<b>(体体)をサッシュ</b>	(1.45) - V크 (구 스 416.55·	- 少 <b>卡</b>
		発生日から過去1年以内に法定の 断受診結果に基づき、脳疾患、心			
		断えられ来に <u>盛って、脳大思、心</u> 寮の所見があるにもかかわらず、↓			
	ていた場合のいずれかに該当し		•		

ていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。

別表	-	違			行	 為		基準	日車等				
適	<del></del>	<del>生</del> 条	項	<u> </u>				初違反		違	듄	備	考
	第7:		- <del>-</del>	   交替運転者の配	-	~		仍连久	177	圧	<i>I</i> X		
	ж, .	欠		1 未配置5				10日車	20日車	ī			
				② 未配置6				20日車	40日車				
	第8	項				務基準の設定違反			<b></b>				
				① 設定事項	–			勧告	警告	-			
				② 一部運行 ③ 全運行系				警告 10日車	10日車 20日車				
				○ 王建11オ	机不改足			1004	2004	•			
				運行の業務基準	遵守の指導及び	<b>、監督違反</b>							
				① 一部不通	動切			警告	10日車	ī			
				2 大部分7	適切			10日車	20日車	Ī			
<u> </u>						76.4		## 44		_			
安全規則	則第3条	の2第1	項	特定自動運行保	女員の乗務等義	<b>該務</b> 遅反		警告	10日車	1			
	第2	百		<b>生</b> 定白動運行貨	物運送のための	体制の整備違反		10日車	20日重	ī			
	<i>≯</i> 7 ∠ ·	久		时化口到进门员	.1勿连还07720707	/仲間の正備性及		1004	2014	-			
法第15条第	第1項第	2号		事業用自動車の	安全性の確保義	務違反							
安全規則				点検整備違反									
(道路運	送車両	去(以下	「車両法」	整備不良車両等									
という。)	第40~	43条、	第47条)			常点検時以降に灯火不	良になっ	10日車×違反車両数	20日車	×違反	車両数		
						の及び4を除く。) 長置又は速度制限(NR)	生墨の拗	20日東文港長東西数	40日亩、	x 净石	由而数		
					に放置したもの		反旦の依	2001年《建及平岡欽	4004	、连及	千叫奴		
						ここ。。。 <b>朘化物及び粒子状物質</b>	の特定	20日車×違反車両数	40日車	×違反	車両数		
						関する特別措置法不過							
				を使用									
						ールナットの脱落または		20日車	40日車				
					に起因する車輪	脱落事故が発生したも	の(注)						
				(注)	た西田に東学者	の関与が無く、事業者	ニトス占せ	全敕供が確実に伝え	h to TI	z – :	LΛ≣π	旧がなっ	と担合な
				除く。	ルン女囚に事業有	の国子が無く、事業有	ころのまた	東金浦が唯美に114	1716 C6	·هـد	こり記し	כינטינו דע	に物口で
					トン以上または勇	乗車定員30人以上の自	動車に限	<b>!</b> る。					
(車両法	第47条	(の2)				01月の未実施回数)							
				① 未実施回					3日車×				
					数6回以上15回	回未満		3日車×違反車両数					
				③ 木美施匠	]数15回以上			5日車×違反車両数	10日里×	<b>建</b> 及与			
(車両法	第50条	第1項)		整備管理者の選	任違反								
				整備管理者選任	なし			局長通達5(1)④	及び6(	1)41	こよる		
(車両法	第50条	第2項)		整備管理者に対	する権限付与義	務違反		10日車	20日車	Ī			
(車両法	笠この冬	. \		数は毎年される。	任(変更)の未届	9山 春丛尼山							
(甲间冮	第02末	:)			(世(変更)の未届 更)の未届出に係			警告	10日車	ī			
					出に係るもの	K-9 007		40日車	80日車				
(車両法	第53条	:)		整備管理者の解	任命令違反			40日車	80日車	ī			
/ <del>+ -</del> -:	hh =	hh		<b>布韦松图</b> 在									
(車両法	第58条	第1項)		無車検運行				60日車×違反車両数	120日車	×違反	.車両数		
(車両法	笠66冬	坐1ा酉\		  自動車検査証の	備付け			警告	10日車				
(半剛丛	. <del>为</del> 00未	为「块/		日到平快且配び	יונו ואון /			言口	1004				
(車両法	第48条	:)		定期点検整備等	の未実施								
				1 定期点検整値	講等の未実施(注	1)(注3)							
				(1台の車両の	1年間の未実施	回数)							
				① 未実施1				警告	5日車×	違反車	両数		
				② 未実施2				5日車×違反車両数					
				3 未実施3		o)(: <del>†</del> 2)		10日車×違反車両数					
					を備の未実施(注 について完期点:			10日車×違反車両数 局長通達5(1)③)					
				3 全(の単両 (注1)	について定期品	検整備が全て未実施		内区地连5(1)(3)	<b>火い</b> の(	1741	<b>-</b> よる		
					を除く。ただし、「	自動車検査証の有効期	間が初回	2年の自動車にあ	っては、	初回の	の12月	点検整	備を含
				める。					·		- '		-
				(注2)	の方が世間がや	回2年の自動車にあっ <sup>.</sup>	71+ m=	の10日上や動性	た砕ノ				
				日期単快宜証  (注3)	ツカ 刈 州 同 ル 例	凹とサツ日到半にのつ	くは、彻坦	ログコム月は快発値	で味く。				
				3に該当する場	合を除く。								

別表 		1 推	日車等	
	事項	初違反	再 違 反	備考
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等	初连次	7 连 次	
	1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1 枚の記録簿)			
	① 未記載3枚以下	警告	3日車×違反車両数	
	② 未記載4枚		6日車×違反車両数	
	2 記載不適切	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、 1回につき1枚の記録簿)			
	① 保存なし3枚以下	警告	3日車×違反車両数	
	② 保存なし4枚	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数	
第3条の4	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
<b></b> 第15条第3項	過積載運送の引受け、指示等			
	1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの	10日東×遠反東而数	20日車×違反車両数	
	② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの		40日車×違反車両数	
	③ 過積載の程度が10割以上のもの		60日車×違反車両数	
	2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10日車	20日車	
	3 過積載による運送の指示	20日車	40日車	
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第15条第4項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反	****		
安全規則第5条	1 貨物の積載方法違反	警告	10日車	
	2 コンテナの落下防止措置未実施	20日車	40日車	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第6条	自動車車庫の位置違反	10日車	20日車	
第7条第1項~第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2)			
	1 未実施19件以下	警告	10日車	
	② 未実施20件以上(注3)	1日車×未実施件数	2日車×未実施件数	
	2 不適切(注4)			
	① 一部実施不適切	警告	10日車	
	② 全て実施不適切 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	10日車 100日車	20日車 200日車	
	(注1)			
	未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい (注2)	方により算定する。		
	以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点	呼の記録によって確	望認するものとする。:	ただし、運転者
	等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等に	こより証明した場合し	まこの限りではない。	
	・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼			
	・運行管理者、補助者の自己による点呼			
	・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない	場合を除く。)した点	评	
	・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った		•	
	・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った (注3)	-点呼		
	局長通達5(1)②に該当するものを除く。			
	(注4) 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注	2)と同様とせる		
	は下の場合は不適切とする。なお、点呼美能の確認方法は(注・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点			
	・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数 全部である場合は「全て実施不適切」とする。	対100回に対して一部	『である場合は「一部	『実施不適切」、
	・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない	点呼		
	(注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者(	こ係る点呼について	(、明らかに実施され	ていることを点
	記録により事業者が証明した場合を除く。	1		
			1	

· 違	反 行 為		準日車等	備
<b>適用条項</b>	事 項	初違反	再 違 反	MID
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
	(注)	00日年	1200年	
	備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない	場合をいう。		
	  アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車	
	プルコール便和品の市時有効体行義務建及(注) (注)	20日平	400平	
	常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に			用する。
第5項	点呼の記録違反			
	1     記録       ① 一部記録なし	警 <del>告</del>	10日車	
	② 全て記録なし	30日車	60日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	4 記録の保存	敬 件	10日本	
	① 一部保存なし       ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車	
	- T(WI) 20	0044	0014	
第8条	業務の記録違反			
	1 記録(30業務に対して)	<b>卷 /-</b>	100=	
	① 記録なし5件以下         ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	警告 10日車	10日車 20日車	
	(金) 記録なし8件以上(宝) 記録なしを除く。) (3) 全て記録なし	30日車	60日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	4 記録の保存	*** <b>*</b>	10 T T	
	① 一部保存なし       ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車	
	(金) 主に体行なじ	30日平	00日平	
第9条	運行記録計による記録違反			
	1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して)	*** <del>**</del>	1000	
	① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	警告 10日車	10日車 20日車	
	③ 全て記録なし (主 C記録なしを除べ。)	30日車	60日車	
	2 記録の改ざん・不実記録	60日車	120日車	
	3 記録の保存			
	① 一部保存なし       ② 全て保存なし	警告	10日車 60日車	
	② 主(旅行なし	30日車	00口里	
第9条の2	事故の記録の違反			
		<b>荷久 /+</b>	10D=	
	① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上	警告 10日車	10日車 20日車	
	② 記録事項の不備	警告	10日車	
	3 記録の保存義務違反	警告	10日車	
第9条の3第1項~第3項	)雷仁比二 <del>章</del>			
用3末い3年 Ⅰ 垻~ 用3 垻	建行指示書  1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等			
	が必要な30運行に対して)			
	① 5件以下	警告	10日車	
	② 6件以上15件以下	10日車	20日車	
	3 16件以上 2 記載事項等の不備	20日車 警告	40日車 10日車	
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反	20日車	40日車	
第9条の5第1項	運転者等台帳			
	1 作成	警告	10日本	
	① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)	警告 10日車	10日車 20日車	
	3 全て作成なし	20日車	40日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
第2項、第3項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車	
	•		1	

	違		反	行	為		基準	日車等				-1.
適	用 条	項		事	項		初違反	再	違	反	備	考
	第9条の6第1項	Ī		作成なし(全て 作成なし(全て なし	作成なしを除く。) 作成なしを除く。)		警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	ī ī			
	第2項、第33	項	貨物軽自動車運	転者等台帳の	保存義務違反		警告	10日車	ī			
	第10条第1項		指導及び監督の	指針」(平成13	集用自動車の運転者に対し 3年国土交通省告示第136 こよる運転者に対する指導。	66号。						
			1 「3」「4」以外 ① 一部不適切 ある場合)	. —	示の実施状況が2分の1以	上で	警告	10日車	Ī			
			② 大部分不過である場合		告示の実施状況が2分の1	未満	10日車	20日車	ī			
			2 飲酒運転防	止に係る指導質	監督義務違反(注1)		100日車	200日	車			
					ては容認に係るものを除く。	)が	初回	2回目			3回目	4回目以上
				艮る。(注2)(注			警告	10日車			20日車	40日車
					場所及び駐車禁止場所によ		初回	2回目	以上_			
			きない状態に 他の道路交通 酒酔い運転、 帯び運転、過	する行為(以下 法の違反行為 薬物等使用運	を離れて直ちに運転するこ 「放置駐車違反」という。)、 (3の違反並びに救護義務 転、妨害運転、無免許運転 を除き、道路交通法通知等	その 建反、 、酒気	警告	10日車	Ī			
			(注1)									

(注1)

酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。

#### (注2)

① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。

また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。)にあっては、1つの 最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。

- (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。(イ)において同じ。)が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)
- ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。

#### (注3)

① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。

また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

別衣	違		反	行	為		基準	日車等	
適	用条	項		事	項		初違反	再 違 反	備 考
			日の翌 車違反 する。 <i>f</i>	!日から起算して1: .」、「その他」の区: ただし、当該営業所	違反その他の道路交通渋 年以内に、同一営業所に 分ごととする。)に達した均 所に100台以上の事業用 数に達した場合とする。	係る同違の 場合には、	支行為件数の総和 本処分量定による	が、10件(「駐停車 2回目以上の基準を	違反」、「放置駐 適用するものと
					道路交通法の車両の使用 自動車等の使用停止処分			の基準の適用に当	たっては、当該車
			④ 同一営 (注4)	業所の取扱いにつ	Oいては、通達本文1(3)	を準用する	<b>5</b> .		
			3及び4		長通達2(3)の「最高速原別に処分するものとする。		(下命又は容認に	係るものは除く。) そ	の他の別に定め
			1 記録		に係る記録の作成・保存				
				記録なし又は記録 記録なし又は記録 頁等の不備			警告 40日車 警告	10日車 80日車 10日車	
			3 記録の3	收ざん・不実記載			60日車	120日車	
第	10条第2項		指導監督告 診断受診義		対する特別な指導及び運	転適性			
					) テ示の実施状況が2分の1	以上で	警告	10日車	
			② 大部分 である:	·不適切(指導監督 場合)	予告示の実施状況が2分 <i>の</i>	01未満	10日車	20日車	
			① 受診	診断の受診状況 なし1名 なし2名以上			警告 10日車	10日車 20日車	
			(注)	「適切は、指導監査	督告示の実施状況が2分の	8			は、2分の1未満
第	10条第3項		特定自動運行	行保安員に対する	指導監督義務違反		警告	10日車	
			保存 1 記録 ① 一部記	!録なし又は記録の 録なし又は記録の			警告 40日車 警告	10日車 80日車 10日車	
			1-2-7	改ざん・不実記載 	_		60日車	120日車	
	10条第4項 10条第5項			具等の取扱指導違	☑反 ₹全規則第10条第5項の		勧告	警告 10日車	
ऋ	10未免5項		づき貨物自動 行うために講	助車運送事業者が じるべき措置」(平	で主成別第10米第3項の 従業員に対して指導及び 5成18年国土交通省告示 指導及び監督違反	監督を	<b>声</b> ロ	100#	
第	11条		異常気象時等	等における措置違	反		警告	10日車	
第	12条		安全の確保の	のための服務規律	制定義務違反		警告	10日車	
第	21条第1項、	第2項	運行管理規和 ① 不適 ② 未制				警告 20日車	10日車 40日車	
第	22条		運行管理者(	こ対する指導及び	監督違反(指導監督不適句	切)	10日車	20日車	
第	23条第1項		の講習(特	枚等に責任のある 特別講習)受講義務 里者の講習受講義			20日車 10日車	40日車 20日車	
法第16条第 安全規則領	1項 第18条第1項			の選任違反 者数の不足 管理者選任なし			•	  40日車 及び6(1)④による	

違	反      行      為	基準	日車等	備考
適 用 条 項	事項	初違反	再 違 反	1
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	40日車	
第3項	補助者の要件違反	警告	10日車	
去第16条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車80日車	
去第20条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車	
法第21条	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事	       	
法第22条	輸送の安全確保の命令違反(注)	60日車	局長通達6(1)⑤コ	こによる
	(注) 局長通達6(1)⑩及び⑪に該当するものを除く。			
法第23条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	
法第23条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第24条第2項 法第24条第2項 施行規則第13条の7第3項	他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反 1 書面の交付 ① 交付なし5件以下 ② 交付なし6件以上15件以下 ③ 交付なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 交付書面の写しの保存	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
	<ul><li>① 一部保存なし</li><li>② 全て保存なし</li></ul>	警告 20日車	10日車 40日車	
法第24条の2第1項	運送利用管理規程の作成・届出違反 1 未作成 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	
法第24条の2第2項	運送利用管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第24条の3第1項	運送利用管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第24条の3第3項	運送利用管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第24条の4第3項	運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第24条の5第1項	実運送体制管理簿の作成義務違反 1 実運送体制管理簿の作成 ① 作成なし5件以下 ② 作成なし6件以上15件以下 ③ 作成なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 実運送体制管理簿の備え置き ① 一部備え置きなし ② 全て備え置きなし	警告 10日車 20日車 警告 警告 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車 10日車 40日車	
法第24条の5第3項~第5項	実運送体制管理簿に係る通知義務違反	警告	10日車	

別表 違 違			基準	日車等	
適 用 条	項	事項	初違反	再 違 反	備 考
法第25条 施行規則第14条第1 第2号	-	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険 法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注1)	10日車	20日車	
		① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車	
		(注1)  ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、変をいう。 (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全	書補償保険又は雇用 労働者災害補償保険	保険をいう。 又は雇用保険のい <sup>っ</sup>	ずれかの未加入
第3号	<del>}</del>	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車	
法第26条 第1項		公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項		事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額 より低い賃金の支払い(注)	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
		<ul><li>① 一部の運転者への支払い</li><li>② 全ての運転者への支払い</li></ul>	10日車 20日車	20日車 40日車	
		3 その他(別に定められるものを除く。)	警告	10日車	
		(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、	地域別最低賃金額又	スは特定(産業別)最	低賃金額(両者
第3項		特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項		公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤2	たよる
法第27条		事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カ	こによる
法第28条第1項		名義貸し	局長通達5(1)⑥	 及び6(1)④による 	
法第28条第2項		事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦	 及び6(1)④による 	
法第29条第1項		無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	į	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条		事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの	局長通達6(1)⑧	 による 	
		② その他	10日車	20日車	
法第33条第1項第1号		自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③	による 	
法第34条第1項		自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③	による 	
法第34条第3項		返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第36条の2第1項		貨物軽自動車安全管理者の選任違反 貨物軽自動車安全管理者選任なし	局長通達5(1)⑤	     	
法第36条の2第2項 安全規則第33条の2		貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	

#### 別表

別表										
違		反	行	為	基準	日車等			備	考
	条 項		事	項	初違反	再	違	反	11/11	75
法第36条の2第3項 安全規則第33条		貨物軽自動車安	全管理者の講習	受講義務違反	10日車	20日車	<u>i</u>			
法第39条の2第3項		地方貨物自動車ついて拒んだ場合		実施機関からの資料提出等に	60日車	120日	車			
法第39条の3第2項		地方貨物自動車ための資料提出	運送適正化事業 等について拒ん <i>†</i>	実施機関からの適正化事業の ご場合	60日車	120日	車			
法第59条第1項		-	、厚生年金保険活験法に基づく社会	去、労働者災害補償保険 会保険等加入義務者が	警告	局長通:	達6(1	1)⑦(:	こよる	
		① 未加入者 ② 未加入者 ③ 未加入者 3 その他の条	1名 2名 3名以上		警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車	<u>i</u> <u>i</u>			
				<b>倹、厚生年金保険、労働者災</b> 乭 、健康保険、厚生年金保険、党		—		きのい	ずれかの	未加入
法第60条第1項		報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報	告		警告 60日車	10日車				
法第60条第4項 施行規則第44	条第1項第1号	検査拒否、虚偽の 運輸開始の未届			局長通達5(1)⑧ 勧告	│ 及び6(1 │警告	1)415	こよる		
1	第2号	事業の譲渡し、讃	寝受け、法人の合	併終了の未届出	勧 <del>告</del>	警告				
	第3号 第4号	休止事業の再開 法第8条第2項、 施した旨の未届品	第22条、第26条	≷第4項、第27条の各命令を9	勧告 勧告	警告 警告				
	第5号 第6号	事業者の氏名、名事業者たる法人の			勧告 勧告	警 <del>告</del> 警告				
道路運送法第83条		有償旅客運送の	禁止							
		① 道路運送 もの)	法第4条違反(反	え後、計画的なものと認められる	5 60日車×違反車両数	局長通	達6(1	1)6(:	こよる	
		<ol> <li>道路運送 れるもの)</li> </ol>	法第83条違反	(臨時、偶発的なものと認めら	40日車×違反車両数	80日車:	×違反	車両数	: 1	
道路運送法第84条		運送命令の違反			60日車	局長通:	達6(1	1)⑤±	Fによる	
道路運送法第95条 道路運送法施行規	見則第65条	自動車に関する	表示義務違反		警告	10日車	i			

# 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準(新旧対照表)

新	旧
公 示	公 示
制定 平成25年 9月27日 公示第 44号 改正 平成26年 3月18日 公示第129号 改正 平成26年12月26日 公示第 49号 改正 平成29年 1月25日 公示第 89号 改正 平成30年 5月29日 公示第 12号 改正 令和 元年11月 1日 公示第 60号 改正 令和 2年11月27日 公示第 64号 改正 令和 3年 5月31日 公示第 23号 改正 令和 5年 9月29日 公示第 91号 改正 令和 6年 9月27日 公示第 61号 改正 令和 6年 9月27日 公示第 61号 改正 令和 7年 3月17日 公示第120号	制定 平成25年 9月27日 公示第 44号 改正 平成26年 3月18日 公示第129号 改正 平成26年12月26日 公示第 49号 改正 平成29年 1月25日 公示第 89号 改正 平成30年 5月29日 公示第 12号 改正 令和 元年11月 1日 公示第 60号 改正 令和 2年11月27日 公示第 64号 改正 令和 3年 5月31日 公示第 23号 改正 令和 5年 9月29日 公示第 91号 改正 令和 6年 9月27日 公示第 61号
「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。 平成25年9月27日	「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。 平成25年9月27日
平成25年9月27日	平成25年9月27日
東北運輸局長 長谷川 伸一	東北運輸局長 長谷川 伸一
記	記
1 (1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当	1 (1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当

該違反をいう。

- ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為(以下「過積載違反」という。)の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
- ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。
- (2) 次に掲げる違反について、(1) の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
  - ① 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。)第8条第2項、第14条第3項若しくは第7項、第22条、第26条第4項若しくは第27条又は道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)第84条第1項の規定による命令違反
  - ② 法第28条第1項又は第2項の違反
  - ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (3) 次のいずれかに該当する場合の(1) ①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
  - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は 被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人 の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(以下「処分基準」という。)1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」

該違反をいう。

- ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為(以下「過積載違反」という。)の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
- ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。
- (2) 次に掲げる違反について、(1) の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
  - ① 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。)第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)第84条第1項の規定による命令違反
  - ② 法第27条第1項又は第2項の違反
  - ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (3) 次のいずれかに該当する場合の(1) ①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
  - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は 被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人 の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
  - ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(以下「処分基準」という。)1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」

をいう。)により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡が あった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所(以下この号におい て「従前営業所」という。)が受けた行政処分等は、分割により承 継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の 全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として 取り扱うものとする。

- 2 処分基準1 (2) の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、 違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- 3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分 (以下「日車数等」という。)は、別表に定める基準日車等を基礎として 決定する。
- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車 等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあっては警告、それ以外の 事項にあっては再違反の2倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法<u>第15条</u>第1項から第4項まで、<u>第16条</u>第1項又は<u>第20条</u>第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)に伴い引き起こした事故(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故をいう。以下同じ。)の内容が次のいずれかに該当する場合には、処分基準5(8)から(12)までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。
  - ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
  - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
  - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合

をいう。)により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所(以下この号において「従前営業所」という。)が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- 2 処分基準1 (2) の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、 違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- 3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分 (以下「日車数等」という。)は、別表に定める基準日車等を基礎として 決定する。
- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあっては警告、それ以外の事項にあっては再違反の2倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)に伴い引き起こした事故(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故をいう。以下同じ。)の内容が次のいずれかに該当する場合には、処分基準5(8)から(12)までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。
  - ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
  - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、 無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無 車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
  - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合

- 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上 回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加 重するものとする。ただし、処分基準1(5)の貨物自動車運送事業関係 行政処分審査委員会の議を経た後、本省物流・自動車局安全政策課及び貨 物流通事業課に稟伺した場合は、この限りではない。
- 7 次に掲げる場合には、3及び4の規定による日車数等を軽減することが できる。
  - ① 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以 下、勧告又は警告とされているものに限る。) について、乗務員に対 する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施 状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業 による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的 に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね 適切に行っていたと認められる場合
  - ② ①に掲げる場合のほか、違反行為を防止するために相当の注意及び 監督が尽くされたことの証明があった場合
- 8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告 については勧告に軽減するものとする。
- 9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの | 違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの 違反行為の日車数の合計とする。
- 10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、 1から9までの規定を準用する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 処分基準附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合 は、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等について」(平成21年9月29日付、国自安第75号、国自

- 回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加 重するものとする。ただし、処分基準1(5)の貨物自動車運送事業関係 行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に 稟伺した場合は、この限りではない。
- 7 次に掲げる場合には、3及び4の規定による日車数等を軽減することが できる。
  - ① 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以 下、勧告又は警告とされているものに限る。) について、乗務員に対 する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施 状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業 による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的 に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね 適切に行っていたと認められる場合
  - ② ①に掲げる場合のほか、違反行為を防止するために相当の注意及び 監督が尽くされたことの証明があった場合
- 8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告 については勧告に軽減するものとする。
- 9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの 違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの 違反行為の日車数の合計とする。
- 10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、 1から9までの規定を準用する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 処分基準附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合 は、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等について」(平成21年9月29日付、国自安第75号、国自

貨第79号、国自整第69号)の例による。

附 則(平成26年3月18日 公示第129号) この基準は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年12月26日 公示第49号)

- 1 この基準は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。
- 附 則(平成29年1月25日 公示第89号) この基準は、平成29年1月25日から施行する。
- 附 則(平成30年5月29日 公示第12号)
  - 1 この基準は、平成30年7月1日から施行する。
  - 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和元年11月1日 公示第60号)
  - 1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。
  - 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和2年11月27日 公示第64号)
  - 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
  - 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする
- 附 則(令和3年5月31日 公示第23号)
- 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定め る規定により行政処分等を行うものとする。

貨第79号、国自整第69号)の例による。

附 則(平成26年3月18日 公示第129号) この基準は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年12月26日 公示第49号)

- 1 この基準は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。
- 附 則(平成29年1月25日 公示第89号) この基準は、平成29年1月25日から施行する。
- 附 則(平成30年5月29日 公示第12号)
- 1 この基準は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和元年11月1日 公示第60号)
  - 1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。
  - 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和2年11月27日 公示第64号)
  - 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
  - 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和3年5月31日 公示第23号)
  - 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
  - 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定め る規定により行政処分等を行うものとする。

### 附 則(令和5年9月29日 公示第91号)

- 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める 規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違 反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行 うものとする。

#### 附 則(令和6年9月27日 公示第61号)

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める 規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違 反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行 うものとする。

#### 附 則(令和7年3月17日 公示第120号)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 今和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の規定は、令和7年3月31日以前に貨物自動車運送事業法第36条第1項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者については、令和10年4月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。
- 4 この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項中の貨物自動車運送事業法第36条の2第1項~第3項の規定は、令和7年3月31日以前に貨物自動車運送事業法第36条第1項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者については、令和9年4月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

#### 附 則(令和5年9月29日 公示第91号)

- 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める 規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違 反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行 うものとする。

#### 附 則(令和6年9月27日 公示第61号)

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める 規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違 反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行 うものとする。

#### (新設)

## 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

	新					旧			
別表違		其淮	日車等		別表 違		<b></b>	日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反	備考	適用条項	事項	初違反	再違 反	備考
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第 等を適用				事業計画に定めるところに従う義務違反		第3項の基準日車	
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ アによる		第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ アによる	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以 下「施行規則」という。)第2条第1項第 2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車		法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以 下「施行規則」という。)第2条第1項第 2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車			各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車		第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車		第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局 長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車			特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局 長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車		第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車		第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車		第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車		第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車			事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車		第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車			事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び 運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車			営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び 運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車		第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車		法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の 無掲示	警告	10日車			運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の 無掲示	警告	10日車	
法第12条第1項	<ul><li>運送契約締結時の書面交付義務違反</li><li>1 書面の交付</li><li>① 交付なし5件以下</li><li>② 交付なし6件以上15件以下</li><li>③ 交付なし16件以上</li><li>2 記載事項等の不備</li></ul>	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車			(新設)			

	新															
別表	751						別表					IH				
違	反 行 為	基準	日車等				77192		違			反 行 為	基準	日車等	I	$\overline{}$
適用条項	事項	初違反	再 違 反	備	, A	手	;	適 用	ś	条 項	i	事項	初違反	再 違 反	1	備考
施行規則第13条の3第3項	3 交付書面の写しの保存         ① 一部保存なし         ② 全て保存なし	警告 20日車	10日車 40日車										172.04	17 22 22		
法第14条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車				法第1	16条第1項	Ą			安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの		40日車 10日車		
法第14条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規 則(以下「安全規則」という。)第2 条の5	安全管理規程の基準適合違反(規程が基準不適合)	10日車	20日車				貨 <sup>物</sup> 則(	16条第2項 物自動車類 (以下「安全 の5	€送事			安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車		
法第14条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤	)イによる	5		法第1	1 <mark>6</mark> 条第3耳	Ą			安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤	イによ	. <b>5</b>
法第14条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車				法第1	16条第4項	Ą			安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車		
法第14条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車					1 <mark>6</mark> 条第5項 全規則第2		7		安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車		
法第14条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車				法第1	16条第6項	頁			安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車		
法第14条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)	うつによる	5		法第1	16条第7項	頁			安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤	ウによ	:る
法第 <mark>15条</mark> 第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車					17条第1項 全規則第3			項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車		
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	30日車 警告	60日車 10日車					9	第3項			1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反		60日車 10日車		
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第 365号。以下「勤務時間等基準告示」という。) 違反	1						ğ	<b>第4項</b>			1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第 1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)違反				
	<ul><li>① 設定不適切</li><li>② 未設定</li><li>2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1)</li><li>① 各事項の未適守計5件以下</li><li>② 各事項の未遵守計6件以上(注2)</li></ul>	警告 10日車 警告 2日車×未遵守件数	10日車 20日車 10日車 4日車×未遵守件	数								<ol> <li>設定不適切</li> <li>未設定</li> <li>新務時間等基準告示の遵守違反(注1)</li> <li>各事項の未遵守計6件以下</li> <li>各事項の未遵守計6件以上(注2)</li> </ol>	警告 10日車 警告 2日車×未遵守件数	10日車 20日車 10日車 4日車×未遵守件数		
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認 出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し ① 各事項の未遵守計1件			-   基準日	車等	を算					-	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認 出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、 ① 各事項の未遵守計1件	上記の基準日車等		し基準	『日車等を算
	② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。	20日車	40日車									② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。		40日車		
	3 勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務 時間)	10日車	20日車								-	3 勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務 時間)	10日車	20日車		
第5項	酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車					ĝ	65項			酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車		
第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等運行の業務 4 薬物等使用運行の業務 (注1)		10日車 40日車 30日車×未受診者 80日車 160日車 200日車	效				ġ.	第6項			1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者2以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等運行の業務 4 薬物等使用運行の業務 (注1)	40日車 40日車 80日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車		
	(AZI) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健 運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識野 生じた重大事故等をいう。			余く。)が								(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健 運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪 生じた重大事故等をいう。			:<。)∄	گر

	新					旧			
表	C 4-	1 ##	日車等		別表	E 4 4	甘淮	口市学	
	反     行     為       事     項	初違反	再違反	備考	適用条項	反     行     為       事     項	初違反	日車等 再違反	備
	(注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定 させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、 要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず ていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。	の健康診断を受診さ 心臓疾患及び意識感	せずに運行の業務! 長失に関する疾病を疑	をい、	2 11 1 7	(注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定 させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、 要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず ていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。	の健康診断を受診さ 心臓疾患及び意識契	させずに運行の業務に 要失に関する疾病を疑	足い、
第7項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車		第7項	交替運転者の配置違反 ① 未配置6件以下 ② 未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車	
第8項	100km超運行系統の運行の業務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定	勧告 警告 10日車	警告 10日車 20日車		第8項	100km超運行系統の運行の業務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定	勧告 警告 10日車	警告 10日車 20日車	
	運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車			運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車	
安全規則第3条の2第1項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車		安全規則第3条の2第1項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	
第2項	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反	10日車	20日車		第2項	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	
第15条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法 という。)第40~43条、第47身		機 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数			法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」 という。)第40~43条、第47条)		20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 30 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数	
(*************************************	(注)     車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による。 を除く。     車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車(		われていることの証	明があった場合	(######################################	(注) ・ 車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者によるを除く。 ・ 車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車	点検整備が確実に行	行われていることの証	明があった
(車両法第47条の2)	日常点檢の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上		3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数		(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上		3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④	及び6(1)④による		(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④	)及び6(1)④による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車		(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車		(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車		(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数		(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車		(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	

	新				旧			
別表		T#0.75/20		別表		+#		
適 用 条 項	反     行     為       事     項	基準日車等	備考		反     行     為       事     項		日車等	備考
	2	初違反 再違 反			, ,	初違反	再 違 反	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初間 める。 (注2)	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 月長通達5(1)③及び6(1)④による回2年の自動車にあっては、初回の12	月点検整備を含	(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ② 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初める。 (注2)	10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 局長通達5(1)③	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 及び6(1)④による 5つては、初回の12/	月点検整備を含
	(注注) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初 (注3) 3に該当する場合を除く。	回の12月点検整備を除く。			(注注) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初 (注3) 3に該当する場合を除く。	回の12月点検整備	またい かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 6日車×違反車両数 6日車×違反車両数		(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1 枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改さん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存ない3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 60日車 警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
第3条の4	点検等のための施設の不備	警告 10日車		第3条の4	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
かり木の4	ホ1大・サック/このノククル地名スペンペート   明	5 IVO#		おり木の4	ホース・サック   には、ソンク・ルース・リー・ルース・サック   には、ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・	a D	100#	
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車 20日車		第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
法第1 <mark>5</mark> 条第3項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 30日車×違反車両数 10日車 20日車 40日車		法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示	20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数 20日車 40日車	
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車 20日車		安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
法第15条第4項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 10日車 20日車 40日車		法第17条第4項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督 の怠慢	10日車 20日車		安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督 の怠慢	10日車	20日車	
第6条	自動車車庫の位置違反	10日車 20日車		第6条	自動車車庫の位置違反	10日車	20日車	
第7条第1項~第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3) 2 不適切(注4) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切 ③ 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	警告 10日車 10日車 2日車×未実施件数 2日車×未実施件数 10日車 20日車 100日車 200日車		第7条第1項~第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3) 2 不適切(注4) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切 ② 第2	警告 1日車×未実施件数 警告 10日車 100日車	10日車 2日車×未実施件数 10日車 20日車 200日車	

新 旧 別表 別表 **基準日車等 基準日車等** 垤 為 為 考 考 適 用 条 項 事 項 初違反 再 違 反 谪 用 条 項 事 項 初違反 再 違 反 (注1 (注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者 等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 運行管理者、補助者の自己による点呼 運行管理者、補助者の自己による点呼 対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) (注3) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。 局長通達5(1)②に該当するものを除く。 (注4) (注4) 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」 全部である場合は「全て実施不適切」とする。 全部である場合は「全て実施不適切」とする。 アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点 呼記録により事業者が証明した場合を除く。 呼記録により事業者が証明した場合を除く。 アルコール検知器備え義務違反 アルコール検知器備え義務違反 第4項 第4項 検知器の備えなし(注) 120日車 検知器の備えなし(注) 120日車 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。 アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) 20日車 40日車 アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) 20日車 40日車 (注) 常時有効保持義務違反とは、 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。 第5項 点呼の記録違反 第5項 点呼の記録違反 1 記録 1 記録 ① 一部記録なし 警告 10日車 ① 一部記録なし 警告 10日車 ② 全て記録なし 30日車 60日車 ② 全て記録なし 30日車 60日車 10日車 2 記載事項等の不備 10日車 2 記載事項等の不備 警告 警告 3 記録の改ざん・不実記載 60日車 120日車 3 記録の改ざん・不実記載 60日車 120日車 4 記録の保存 4 記録の保存 ① 一部保存なし 10日車 ① 一部保存なし 警告 10日車 ② 全て保存なし 30日車 60日車 ② 全て保存なし 30日車 60日車 笙8条 業務の記録違反 第8条 業務の記録違反 1 記録(30業務に対して) 1 記録(30業務に対して) ① 記録なし5件以下 10日車 ① 記録なし5件以下 警告 10日車 警告 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) 10日車 20日車 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) 10日車 20日車 ③ 全て記録なし 30日車 60日車 ③ 全て記録なし 30日車 60日車 2 記載事項等の不備 警告 10日車 2 記載事項等の不備 警告 10日車 3 記録の改ざん・不実記載 60日車 120日車 3 記録の改ざん・不実記載 60日車 120日車 4 記録の保存 4 記録の保存 ① 一部保存なし 警告 10日車 ① 一部保存なし 警告 10日車 ② 全て保存なし 30日車 60日車 ② 全て保存なし 30日車 60日車 第9条 運行記録計による記録違反 第9条 運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) ① 記録なし5件以下 10日車 ① 記録なし5件以下 警告 10日車 10日車 10日車 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) 20日車 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) 20日車 ③ 全て記録なし 30日車 60日車 全て記録なし 30日車 60日車 2 記録の改ざん・不実記録 2 記録の改ざん・不実記録 60日車 60日車 120日車 120日車 3 記録の保存 3 記録の保存 10日車 警告 10日車 ① 一部保存なし ① 一部保存なし ② 全て保存なし 30日車 60日車 ② 全て保存なし 30日車 60日車

新 別表 別表 基準日車等 行 為 備 考 再 違 反 適 用 条 項 項 初違反 滴 用 第9条の2 事故の記録の違反 第9条の2 1 記録 ① 記録なし2件以下 10日車

10日車

警告

10日車

20日車

20日車

警告

10日車

20日車

警告

警告

10日車

20日車

10日車

100日車

警告

警告

20日車

10日車

10日車

10日車

20日車

40日車

10日車

40日車

10日車

20日車

40日車

10日車

10日車

10日車

20日車

40日車

10日車

10日車

10日車

20日車

200日車

2回日

10日車

2回目以上

10日車

3回目 4回目以上

20日車 40日車

② 記録なし3件以上

3 記録の保存義務違反

が必要な30運行に対して)

運行指示書及び写しの保存義務違反

① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。)

② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)

① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。)

② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う

指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。

以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監

② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満

3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)が

2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注1)

あったものに限る。(注2)(注4)

たものに限る。)(注3)(注4)

① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上で 警告

4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反 初回

酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気 警告

をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することがで

きない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その 他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反

帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があっ

貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反

② 6件以上15件以下

1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等

2 記録事項の不備

① 5件以下

③ 16件以上

運転者等台帳

1 作成

1 作成

督違反

2 記載事項等の不備

③ 全て作成なし

2 記載事項等の不備

③ 全て作成なし

2 記載事項等の不備

1 「3」「4」以外の違反

ある場合)

運転者等台帳の保存義務違反

貨物軽自動車運転者等台帳

第9条の3第1項~第3項 運行指示書

第4項

第9条の5第1項

第2項、第3項

第2項、第3項

第10条第1項

第9条の6第1項

別表

基準日車等 為 考 条 項 事 項 初違反 再 違 反 事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下 警告 10日車 ② 記録なし3件以上 10日車 20日車 2 記録事項の不備 警告 10日車 3 記録の保存義務違反 警告 10日車 第9条の3第1項~第3項 運行指示書 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等 が必要な30運行に対して) ① 5件以下 警告 10日車 ② 6件以上15件以下 10日車 20日車 ③ 16件以上 20日車 40日車 2 記載事項等の不備 警告 10日車 第4項 運行指示書及び写しの保存義務違反 20日車 40日車 第9条の5第1項 運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) 警告 10日車 10日車 ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) 20日車 ③ 全て作成なし 20日車 40日車 2 記載事項等の不備 警告 10日車 警告 第2項、第3項 運転者等台帳の保存義務違反 10日車 (新設) (新設) 第10条第1項 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。 以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び 監督違反 1 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上で 警告 10日車 ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満 10日車 20日車 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注1) 200日車 100日車 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)が 3回目 4回目以上 初回 2回日 あったものに限る。(注2)(注4) 20日車 40日車 10日車 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違 初回 2回目以上 反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転すること ができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。) その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務 警告 10日車 違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運 転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通 知等があったものに限る。)(注3)(注4)

旧

B. 1 - 1			新							旧			
別表	*		反 行 為	其淮	日車等		別表	違		反 行 為	#	準日車等	
油	選	頂				備考	適		酒				備考
適	用条	項	事項 (注1) 適酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転に実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合(注2) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通5条条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合の違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告また。同法第22条の2第3項の規定に基づく協議及び同する場合を含む。)の規定に基づ(意見聴取がなく、同法第4のを除く。)のみがあった場合は、過去1年以内におい合に文書による警告を行うものとする。ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以のkm/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、道路交通3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものを決違した場合にあっては、再違反の基準を適用するものを決違した場合にあっては、再違反の基準を適用するものを決違した場合にあっては、再違反の基準を適用するものを決違した場合にあっては、再違反の基準を適用するものを決定した場合にあっては、直接の基準を適用するものとり、日一営業所の車両の最高速度違反行為の総別し、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けんれている場合にあっては、違反件数がその配置車両数(1) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数がよれている場合にあっては、違反件数がその配置車両数(1) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数がよりにもいる場合にあっては、違反件数がその配置車両数には、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置数の5%に相当する件数に達した場合とする。) ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用す(注3)	を除く。 ま第22条の2第2: と (まず22条の2第2: と (まさい)の理点にした。 と (まず10条の (まず108年)の表等34の規決 108条の営 (まず108年)の表の業、動命の に (重知等)のにのは、 は (は、)のには、 は (は、)のには (は、)のに	項の規定に基づく信息を 基づく意見聴取がなた行政処分又は定 を行政処分又は文第では、可法第75条の30年の4年数が 通知1年数が通知中数が 道路の4年数が通知を は、立るのでは、道路のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	について、明らか 温藤又は同法第7 50 た場合には、 書による 3項においてを の又は存置した場 道除(こかの件に達したで数が は外によいで数が は外によいで数が は知等により最高 より、50 の中に達した間置さとする。) 上のの配置されている。 達同じ。) はの配置されている。 ととする。) した場合に配置さとする。) はの配置されている。 はの配置は、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はのに、 はい はい はい はい はい はい はい はい	適	用 条	項	事 項 (注1) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該」に実施されていることを指導記録により事業者が証明した(注2) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路なら条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場子の違反の事実があった日から過去3年以内に、最高,行っていない営業所に係るものにあっては、文書によるまた。同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及でする場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同決ものを除く。)の外があった場合には、過去1年以内による言に文書による警告を行うものとする。ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/k以上)のものをいう、以下同じ。)について、道路3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用する(2) 最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(小のいずれか分等に当たり適用した回数の次の回数の基準も適用する。(7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の計算するものとする。(7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の配置車両(人) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の下し、当該営業所に100台以上の事業用自動車が関い、当該営業所に100台以上の事業用自動車が関い、当該営業所に100台以上の事業用自動車が数の5%に相当する件数に達した場合とする。) ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準がで、第連所の取扱いについては、違定体数がその配置車両が数の5%に相当する件数に達した場合とする。)	場合を除く。 通法第22条の2 (通法第22条のの規理 合を達し、の規理 会を達し、行うものを第75条第34分 第75条第34分 第75、第543年 第75、第75、第543年 第75、第75、第75、第75、第75、第75、第75、第75、第75、第75、	2項の規定に基づくばに基づくばに基づく意見聴取がは はとした行政処分又は る。 ((同法第75条の2第 近(同法第75条の2第 近年を記録通知件数が 国道及び自動車専用 又は容認に係る当該通知件数が 国道及び自動車専用 以内に、道路交通法道にのとする。 以上のものをいう。)に 以上のものをいう。)に 数を除く。(イ)においる を除く。(イ)においる を除く。(イ)において る件数に達した場合 にあっては、違反件数	について、明らか 温識又は同法は第7 あった場合には、 あった場合には、 を認めてはないでは、 ののはないでは、 ののは、 はのには、 はのは、 はのには、 はのには、 はのには、 はのには、 はのには、 はのには、 はのには、 はのには、 はのは、 はのに
			務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許係る同志等75条第3項の規定による意見聴取があった場で、次の②による間大き反を理由とした行政処分又は文書は、文書による警告を行うものとする。また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運を除く。)のみの場合にあっては、過去1年以内において、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に実に「放置駐車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同連車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、する。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が数の10%に相当する件数に達した場合とする。	運転、酒気帯び運 合、その違反の事当 による警告を行つ7 に同法第108条の3 転、無免許運転、 1)一営業所に係る3 1-場合を理由とした文 を取行会場合 でした文 を 大きを理由とした文 を を が、酒のでは のでは で が、酒のでは で を り、酒ので で り、酒ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので の	転、過労運転を除過 長があった日から過 にいない営業所に係 34の規定に基本づら 酒気帯び運転、過 当該通知件数が34 5警告を行うものとで、 (書による警告及は 1が、10件(「駐車) 22回目以上の基準	(。以下同じ。)に 法1年以内におい 法1年以内におい るものにあって 高知(3の違反並 労連転に係るもの (「駐停車違反」、 大る。 行政処分を行った 車違反」、「放置駐 を適用するものと				務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無 係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があったいて、次の②による同志違及を理由とした行政処分又には、文書による警告を行うものとする。また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がびに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨を除く。)のみの場合にあっては、過去1年以内において「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に違した場合とする。かに違した場合とする。。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自1両数の10%に相当する件数に達した場合とする。	売許運転、酒気帯び 場合、その違反の記 大文書による警告を はく、同法第108条 書運転、無免許運転 、同一営業所に係い 、 にの行為を理由とした の行為を理由とした の行為を理なとなる には、本処分量定!	運転、過労運転を除 事実があった日から過 行っていない営業所に の34の規定に基づく。 点、酒気帯び運転、過 る当該通知件数が34 よる警告を行うものとす。 文書による警告又は 総和が、10件(15の基 ことなる2回目以上の基	、以下同じ。)に お注1年以内にお 14年3年のにあって 通知(3の違反並 労運転に係るもの 作(『駐停車違反」、 行政処分を行っ 事事違反」、「有置 準を適用するもの
			③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処 両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなす ④同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用す (注4) 3及び4の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行 める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存	ものとする。 る。						③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分と。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準5(注4) 3及び4の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存	みなすものとする。 用する。		
			1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車					1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車	
	第10条第2項		指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性 診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上で	<b>磁</b> 生	10日車		第	10条第2項		指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適 診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上		10日車	
			ある場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満 である場合)		20日車					ある場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未 である場合)		20日車	
			<ul><li>2 運転適性診断の受診状況</li><li>① 受診なし1名</li><li>② 受診なし2名以上</li></ul>	警告 10日車	10日車 20日車					2 運転適性診断の受診状況         ① 受診なし1名         ② 受診なし2名以上	警告 10日車	10日車 20日車	
			(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいう。	である場合をいい、	②の大部分不適切	]は、2分の1未満				(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以である場合をいう。	上である場合をいし	い、②の大部分不適切	]は、2分の1未満

新 旧 別表 別表 基準日車等 基準日車等 為 為 考 考 適 用 条 項 事 項 初違反 再 違 反 谪 用 条 項 事 項 初違反 再 違 反 警告 第10条第3項 特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 警告 10日車 第10条第3項 特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 10日車 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・ 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作 保存 成•保存 1 記録 1 記録 ①一部記録なし又は記録の一部保存なし 10日車 ①一部記録なし又は記録の一部保存なし 警告 10日車 ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 40日車 ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 40日車 80日車 80日車 2 記載事項等の不備 警告 10日車 2 記載事項等の不備 警告 10日車 60日車 60日車 3 記録の改ざん・不実記載 120日車 3 記録の改ざん・不実記載 120日車 警告 第10条第4項 非常信号用具等の取扱指導違反 非常信号用具等の取扱指導違反 勧告 警告 勧告 第10条第4項 「貨物白動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に 10日車 「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に 警告 基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督 10日車 第10条第5項 第10条第5項 基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督 を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第10 を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第10 92号。)による全従業員に対する指導及び監督違反 92号。)による全従業員に対する指導及び監督違反 異常気象時等における措置違反 第11条 異常気象時等における措置違反 警告 10日車 第11条 警告 10日車 第12条 安全の確保のための服務規律制定義務違反 10日車 第12条 安全の確保のための服務規律制定義務違反 警告 10日車 第21条第1項、第2項 運行管理規程の制定違反 第21条第1項、第2項 運行管理規程の制定違反 10日車 不適切 10日車 不適切 警告 ② 未制定 20日車 40日車 20日車 40日車 運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切) 10日車 20日車 第22条 運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切) 10日車 20日車 第22条 第23条第1項 1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者 第23条第1項 1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者 20日車 40日車 20日車 40日車 の講習(特別講習)受講義務違反 の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反 10日車 20日車 10日車 20日車 法第16条第1項 法第18条第1項 安全規則第18条第1項 運行管理者の選仟違反 安全規則第18条第1項 運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 20日車 40日車 1 管理者数の不足 20日車 40日車 2 運行管理者選任なし 局長通達5(1)⑤及び6(1)④による 2 運行管理者選任なし 局長通達5(1)⑤及び6(1)④による 第2項 統括運行管理者の選任違反 20日車 40日車 第2項 統括運行管理者の選任違反 20日車 40日車 第3項 補助者の要件違反 10日車 第3項 補助者の要件違反 警告 10日車 法第16条第3項 法第18条第3項 安全規則第19条 運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 安全規則第19条 運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 10日車 1 選任(解任)の未届出に係るもの 警告 10日車 2 虚偽の届出に係るもの 40日車 80日車 2 虚偽の届出に係るもの 40日車 80日車 法第20条第2項 運行管理者に対する権限付与義務違反 10日車 20日車 法第22条第2項 運行管理者に対する権限付与義務違反 10日車 20日車 警告 第3項 運行管理者の助言に対する尊重義務違反 10日車 第3項 運行管理者の助言に対する尊重義務違反 10日車 法第21条 輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反 実運送を行った事業者に適用される 法第22条の2 輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反 実運送を行った事業者に適用される 基準日車等 基準日車等 輸送の安全確保の命令違反(注) 60日車 局長通達6(1)⑤エによる 輸送の安全確保の命令違反(注) 60日車 局長通達6(1)⑤エによる 法第22条 法第23条 自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 法第23条 法第24条 1 未届出 10日車 20日車 1 未届出 10日車 20日車 2 虚偽届出 2 虚偽届出 60日車 60日車 120日車 120日車

法第24条の3

輸送の安全にかかわる情報の公表違反

警告

10日車

法第23条の3

輸送の安全にかかわる情報の公表違反

警告

10日車

	新					旧		
別表					別表			
違	反 行 為	基	準日車等	/# ±	違	反 行 為	基準日車等	/# #x
適 用 条 項	事項	初違反	再 違 反	備考	適用条項	事項	初違反 再	違 反 備 考
法第24条第2項 施行規則第13条の7第3項	他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の 面交付義務違反 1 書面の交付 ① 交付なし5件以下 ② 交付なし5件以下 ③ 交付なし6件以上15件以下 ③ 交付なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 交付書面の写しの保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 警告 警告 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車 10日車 40日車			(新設)		
法第24条の2第1項	運送利用管理規程の作成・届出違反 1 未作成 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車			(新設)		
法第24条の2第2項	運送利用管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切	10日車	20日車			(新設)		
法第24条の3第1項	運送利用管理者の選任違反	20日車	40日車			(新設)		
法第24条の3第3項	運送利用管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車			(新設)		
法第24条の4第3項	運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車			(新設)		
法第24条の5第1項	実運送体制管理簿の作成義務違反 1 実運送体制管理簿の作成 ① 作成なし5件以下 ② 作成なし6件以下 ③ 作成なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 実運送体制管理簿の備え置き ① 一部備え置きなし ② 全て備え置きなし	警告 10日車 20日車 警告 警告 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車 10日車 40日車			(新設)		
法第24条の5第3項~第5項	実運送体制管理簿に係る通知義務違反	警告	10日車			(新設)		
法第25条 施行規則第14条第1号 第2号	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険 法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注1)	10日車	20日車		法第24条の4 施行規則第14条第1号 第2号	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険 法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注1)	10日車 20日車	
	① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車			① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	警告 10日車 20日車 40日車 40日車 80日車 20日車 40日車	
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者が ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、 をいう。 (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が	労働者災害補償係	保険又は雇用保険のい	ずれかの未加入		(注1)  「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者」 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険をいう。  (注2)  「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料か	、労働者災害補償保険又は雇用	用保険のいずれかの未加入
第3号	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車		第3号	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車 40日車	

	新										旧			
別表		甘催	日車等			別表	*				*	# 4	<b>単日車等</b>	1
適用条項	反     行     為       事     項	基年 初違反	中守 再違反	備考		適用	違 条	項	反	<u>行</u> 事	為 項	初違反	再違 反	備考
週 用 宋 頃	事	初遅及	円 遅 仄		╽╏	週 用	宋	坦		<b>₽</b>	- 坦	初遅及	円 遅 尺	
法第 <mark>26条</mark> 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車			法第 <mark>25</mark> 条 第1項				利便の阻害行為等 運送条件による要求等公:	衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低資金法に基づき国が定めた資金の最低限度額 より低い賃金の支払い(注)	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数			第2項			1 営	健全な発達を阻害する競業類似違法行為を行う自 受力を持ちまである。 低賃金法に基づき国が定 低い賃金の支払い(注)	。 家用貨物自動車の利用	40日車×違反車両勢	数 80日車×違反車両数	
	① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 3 その他(別に定められるものを除く。)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車						1 2	一部の運転者への支払い 全ての運転者への支払い 全ての運転者への支払い の他(別に定められるもの	١	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、対 が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。	<b>地域別最低賃金額</b> 又	又は特定(産業別)最	是低賃金額(両者							めた賃金の最低限度額」とは、 5高い方の最低賃金額)をいう。		夏又は特定(産業別)	最低賃金額(両
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車			第3項			特定荷	主に対する不当な差別的	取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤2	たによる		第4項			公衆の	利便の阻害行為等の停止	-命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤	ナによる
法第 <mark>27</mark> 条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤オ	けによる		法第 <mark>26</mark> 条			事業改	善の命令違反		60日車	局長通達6(1)⑤	かによる
法第28条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥	及び6(1)④による			法第 <mark>27</mark> 条第1項	ĺ		名義貸	L		局長通達5(1)	⑥及び6(1)④による	
法第 <mark>28</mark> 条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦	及び6(1)④による			法第 <mark>27</mark> 条第2項	į		事業の	貸渡し等		局長通達5(1)(	7)及び6(1)④による	
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車			法第29条第1項	Ī		無許可	の業務の管理の受委託		60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車			法第30条第1項	(第2	項	事業の	無認可譲渡・譲受、法人の	D無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていな いと認められるもの	局長通達6(1)⑧	による			法第32条			1	無届出休止・廃止 所在不明事業者であって いと認められるもの	、相当の期間事業を行っていた	よ 局長通達6(1)	8による	
	② その他	10日車	20日車						2	その他		10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③	による			法第33条第1項	第1号	+	自動車	等の使用停止又は事業停	<b>止命令違反</b>	局長通達6(1)	③による	
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③	による			法第34条第1項	Ī		自動車	検査証返納又は登録番号	<del>}</del> 標領置命令違反	局長通達6(1)	③による	
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車			法第34条第3項	į		返付自	動車登録番号標の封印取	双付け義務違反	10日車	20日車	
法第36条の2第1項	貨物軽自動車安全管理者の選任違反 貨物軽自動車安全管理者選任なし	局長通達5(1)⑤	による						(新設)					
法第36条の2第2項 安全規則第33条の2	貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車						(新設)					
法第36条の2第3項 安全規則第33条の3	貨物軽自動車安全管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車						(新設)					
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等に ついて拒んだ場合	60日車	120日車			法第39条の2第	3項			物自動車運送適正化事業 拒んだ場合	(実施機関からの資料提出等に	60日車	120日車	

別表	-			反 行 為	甘催	日車等	
							備考
適	用	条	項	事 項	初違反	再 違 反	, m
法第39条	の3第2項	Ą		地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正 ( ための資料提出等について拒んだ場合	比事業の 60日車	120日車	
法第59条	第1項			許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保險法、厚生年金保險法、労働者災害補償保 法及び雇用保險法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注)		局長通達6(1)⑦	こよる
				① 未加入者1名	警告	10日車	
				② 未加入者2名	20日車	40日車	
				③ 未加入者3名以上	40日車	80日車	
				3 その他の条件違反	20日車	40日車	
				②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金 をいう。	保険、労働者災害補償保限	乗又は雇用保険のい	すれかの未加.
法第60条	第1項			報告義務違反			
				① 未報告	警告	10日車	
				② 虚偽の報告	60日車	120日車	
法第60条 施行	規則第4	4条第1 第2号 第3号	項第1号	② 虚偽の報告 検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出		120日車 )及び6(1)④による  警告  警告  警告	
	規則第4	第2号	項第1号	使者拒否、虚偽の陳述等 連輪開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	局長通達5(1)(8) 勧告 勧告 勧告	  及び6(1)④による  警告  警告	
	規則第4	第2号 第3号 第4号 第5号	項第1号	検査担否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各 施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出	局長通達5(1)图 勧告 勧告 勧告 命令を実 勧告	及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告	
	規則第4	第2号 第3号 第4号	項第1号	検査拒否、虚偽の陳述等 連輪開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各 施した旨の未届出	局長通達5(1)⑧ 勧告 勧告 勧告 動告	が が が が が が が が が が が が が が	
	規則第4	第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	項第1号	検査担否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各 施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出 有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認	局長通達5(1)图 勧告 勧告 勧告 動告 動告 動告	D&び6(1)④による   警告   警告   警告   警告   警告   警告   警告	
施行	規則第4	第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	項第1号	検査担否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各 施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出 有償旅客運送の禁止	局長通達5(1)(8 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告	)及び6(1)④)による 警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告	こよる
施行	規則第4· 法第83条	第2号号 第3号 第5号 第6号	項第1号	検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各 施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出 有價旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認 るもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと 20 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと	局長通達5(1)(8 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告	)及び6(1)④)による 警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告	

	違		反 行	為	11 推	日車等				
適	用条	項	車 車		初違反	1	違 5	<del>.</del>	備	考
法第39条6	710	24	7	ス 業実施機関からの適正化事業の		120日	~	×		
			ための資料提出等について拒	んだ場合						
法第59条第	第1項		許可条件違反 1 運輸開始期限違反		警告	局長通	·去c / 1	\@\r_\	L 7	
			1 連輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保 法及び雇用保険法に基づく 社会保険等に未加入(注)		苦古	向長週	達6(I	)(/)(_a	FØ	
			① 未加入者1名		警告	10日車	Ĺ			
			② 未加入者2名		20日車	40日車	Ī			
			③ 未加入者3名以上		40日車	80日車				
			3 その他の条件違反 (注)		20日車	40日車	<u>i</u>			
			①「社会保険等」とは、健康	保険、厚生年金保険、労働者災害 は、健康保険、厚生年金保険、労				のいず	゚゙れかの	未加力
法第60条第	第1項		報告義務違反							
			① 未報告		警告	10日車				
			② 虚偽の報告		60日車	120日	里			
法第60条第			検査拒否、虚偽の陳述等		局長通達5(1)⑧		1)4)(=	よる		
施行			運輸開始の未届出	A 1840 - A - F - F - F - F - F - F - F - F - F	勧告	警告				
	第2号 第3号		事業の譲渡し、譲受け、法人の休止事業の再開未届出	)合併終了の未届出	勧告 勧告	警告 警告				
	第4号			5条第4項、第26条の各命令を	勧告	警告				
	第5号	÷	事業者の氏名、名称、住所の変	変更の未届出	勧告	警告				
	第6号	÷	事業者たる法人の役員、社員の	の変更の未届出	勧告	警告				
道路運送法	第83条		有償旅客運送の禁止							
			① 道路運送法第4条違反 るもの)	(反復、計画的なものと認められ	60日車×違反車両数	局長通	達6(1	)@IC.	<b></b> よる	
			② 道路運送法第83条違 れるもの)	反 (臨時、偶発的なものと認めら	40日車×違反車両数	80日車	×違反耳	車両数		
道路運送法	第84条		運送命令の違反		60日車	局長通	達6(1	)\$+1	こよる	
	第95条		自動車に関する表示義務違反		警告	10日車		- 1		

旧

国 自 貨 第 6 7 9 号 国 自 安 第 1 7 0 号 国 自 整 第 2 3 6 号 令和 7 年 2 月 2 8 日

各地方運輸局自動車交通部長 関東·近畿運輸局自動車監查指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長 安全政策課長 自動車整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」 の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について(平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

自整受第296号 -7,3,-3 東北運輸局 自保察第173号 - 7、3、- 3 東北運輸局 自貨受第 2007号 -7, 3, -3 東北運輸局

自監受第347号 - 7. 3. -3 東北運輸局